

# 特例民法法人の合併のポイント

## 合併制度の主旨

特例民法法人(注1)が、公益社団法人・公益財団法人又は一般社団法人・一般財団法人へ円滑に移行することを促進する観点から、合併制度を設けました。

(注1)特例民法法人:

新法施行日以後、公益社団法人・公益財団法人又は一般社団法人・一般財団法人に移行するまでの間における現行公益法人の法律上の名称

## 法律に基づき合併するメリット

- ・通常の解散と異なり、法律に基づく合併による解散では、合併消滅特例民法法人(注2)の清算手続が不要です。
- ・合併消滅特例民法法人が保有する権利義務(財産、契約等)は、合併存続特例民法法人(注3)が包括的に承継することが可能となります。
- ・事前開示、債権者保護手続等の明確化により、円滑に合併できます。

(注2)合併消滅特例民法法人:合併により消滅する特例民法法人

(注3)合併存続特例民法法人:合併後存続する特例民法法人

## 合併の相手先等

- ・特例民法法人は、他の特例民法法人とのみ合併(吸収合併に限る)することができ、一般社団法人・一般財団法人、公益社団法人・公益財団法人と合併することはできません。
- ・社団同士、財団同士の他、社団と財団との合併も可能です。
- ・合併存続特例民法法人の合併後の社団・財団の別は、合併前の社団・財団の別によります。

## 認可の申請先

- ・申請者は、合併後旧主務官庁(注4)に対して申請します。(合併前旧主務官庁(注5)と合併後旧主務官庁が異なる場合には、申請は、合併前旧主務官庁を経由して行います。)
- ・合併存続特例民法法人が、複数の合併後旧主務官庁の監督を受ける場合には、それぞれの合併後旧主務官庁に申請する必要があります。

(注4)合併後旧主務官庁:

合併存続特例民法法人の合併後の業務の監督を行う旧主務官庁(整備法第95条の規定により、なお従前の例により特例民法法人の業務の監督を行う行政機関)

(注5)合併前旧主務官庁:

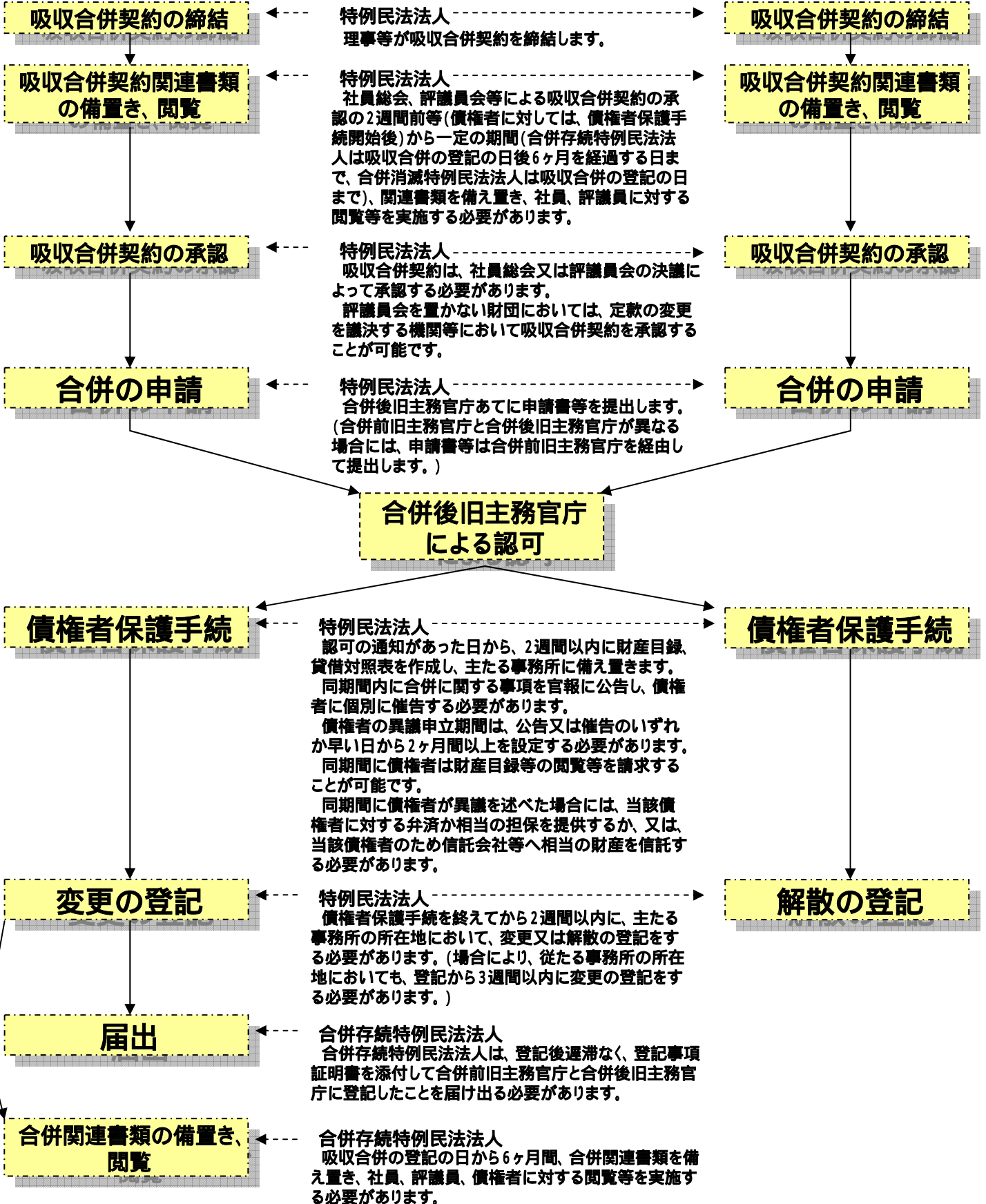
合併をする特例民法法人の業務の監督を行う旧主務官庁

合併手続の詳細は、次のフロー図を参照してください。

# 特例民法法人の合併手続

< 合併**存続**特例民法法人における手続 >

< 合併**消滅**特例民法法人における手続 >



一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第73条、第78条、第154条第7項において読み替える一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定の書き下ろし条文

以下の書き下ろし条文においては、上記各条に規定する読替規定に基づく読替えのほか、わかりやすさの観点から、解釈にあたり当然に変更が加えられるべき部分（例えば、「一般社団法人」を「特例社団法人」に置き換えるなど）についても、所要の変更を加えた形で書き下ろしている。

1. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）における「吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等」、「吸収合併契約の承認」及び「吸収合併に関する書面等の備置き及び閲覧等」について読み替えて適用されている規定（第七十三条関係）

（吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第二百四十六条 合併消滅特例民法法人は、吸収合併契約備置開始日から吸収合併の登記の日までの間、吸収合併契約の内容その他政令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 前項に規定する「吸収合併契約備置開始日」とは、次に掲げる日をいう。

一 特例社団法人である合併消滅特例民法法人にあっては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第六十七条第一項の社員総会の日から二週間前の日（整備法第八十六条の規定により読み替えて適用する第五十八条第一項の場合にあっては、同項の提案があった日）

二 特例財団法人である合併消滅特例民法法人のうち、評議員を置かないものにあつては整備法第六十七条第二項の規定により吸収合併契約の承認を受ける日の二週間前の日、評議員を置くものにあつては同条第三項の評議員会の日から二週間前の日（第九十四条第一項の場合にあっては、同項の提案があった日）

三 （略：適用除外）

3 合併消滅特例民法法人の社員、評議員及び債権者は、合併消滅特例民法法人に対して、その業務時間内は、いつでも（債権者にあっては、整備法第七十条第四項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日からに限る。）、次に掲げる請求をすることができる。ただし、社員及び債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該合併消滅特例民法法人の定めた費用を支払わなければならない。

一 第一項の書面の閲覧の請求

- 二 第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 三 第一項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
- 四 第一項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって合併消滅特例民法法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第二百五十条 合併存続特例民法法人は、吸収合併契約備置開始日から吸収合併の登記の日後六箇月を経過する日までの間、吸収合併契約の内容その他政令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 前項に規定する「吸収合併契約備置開始日」とは、次に掲げる日をいう。

- 一 特例社団法人である合併存続特例民法法人にあっては、整備法第六十七条第一項の社員総会の日から二週間前の日(整備法第八十六条第一項の規定により読み替えて適用する第五十八条第一項の場合にあっては、同項の提案があった日)
- 二 特例財団法人である合併存続特例民法法人のうち、評議員を置かないものにあつては整備法第六十七条第二項の規定により吸収合併契約の承認を受ける日の二週間前の日、評議員を置くものにあつては同条第三項の評議員会の日から二週間前の日(第九十四条第一項の場合にあっては、同項の提案があった日)

三 (略：適用除外)

3 合併存続特例民法法人の社員、評議員及び債権者は、合併存続特例民法法人に対して、その業務時間内は、いつでも(債権者にあっては、整備法第七十一条において読み替えて準用する整備法第七十条第四項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日からに限る。)、次に掲げる請求をすることができる。ただし、社員及び債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該合併存続特例民法法人の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 第一項の書面の閲覧の請求
- 二 第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 三 第一項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
- 四 第一項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって合併存続特例民法法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(吸収合併契約の承認)

第二百五十一条 (略：適用除外)

2 合併存続特例民法法人が承継する合併消滅特例民法法人の債務の額として政令で定める額が合併存続特例民法法人が承継する合併消滅特例民法法人の資産の額として政令で定める額を超える場合には、理事は、整備法第六十七条第一項又は第三項の社員総会又は評議員会において、その旨を説明しなければならない。

(合併に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第二百五十三条 合併存続特例民法法人は、吸収合併の登記の日後遅滞なく、合併により合併存続特例民法法人が承継した合併消滅特例民法法人の権利義務その他の合併に関する事項として政令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

2 合併存続特例民法法人は、吸収合併の登記の日から六箇月間、前項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 . 一般社団・財団法人法における「吸収合併の登記」について読み替えて適用されている規定（第七十八条関係）

（合併の登記）

第三百六条 特例民法法人が合併をしたときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下この項において「整備法」という。）第七十条の規定による手続が終了した日又は整備法第七十一条において読み替えて準用する整備法第七十条の規定による手続が終了した日のいずれか遅い日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、合併消滅特例民法法人については解散の登記をし、合併存続特例民法法人については変更の登記をしなければならない。

2 合併による変更の登記においては、合併をした旨並びに合併消滅特例民法法人の名称及び主たる事務所をも登記しなければならない。

3 . 一般社団・財団法人法における「吸収合併による変更の登記の申請」について読み替えて適用されている規定（第一百五十四条第七項関係）

（合併による変更の登記の申請）

第三百二十二条 合併による変更の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 吸収合併契約書

二 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下この条において「整備法」という。）第七十一条において読み替えて準用する整備法第七十条第四項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

三 合併消滅特例民法法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に合併消滅特例民法法人の主たる事務所がある場合を除く。

四 整備法第六十七条の規定による吸収合併契約の承認があったことを証する書面

五 合併消滅特例民法法人において整備法第七十条第四項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面